

第2章



赤ちゃんが生まれました！

1 まずは肌と肌のふれあいから

お母さんもお父さんも赤ちゃんとふれあうことで、赤ちゃんへの愛情をしっかりと感じられるのではないのでしょうか。赤ちゃんの心にも、お母さんとお父さんの存在を印象づけることができ、親とこどもの絆が生まれてきます。「抱き癖」などという言葉もありますが、気にせず積極的にどんどん赤ちゃんを抱きしめて、しっかりと目を見て話しかけてあげましょう。

2 いろいろな手続き

☆出生届

- ・ 出生の日を含めて14日以内に届け出なければなりません。
- ・ 届出地は、父母の本籍地、住所地、赤ちゃんの出生地のいずれかになります。
- ・ 出生届の用紙は、赤ちゃんの生まれた医療機関などにあります。
- ・ 町内の届出先は、役場住民窓口課、南部地区センターです。

※出産育児一時金、児童手当、こども医療費助成などについては、P 5～9の「知っておきたいお金のこと」をご覧ください。

お問い合わせ ▶ 住民窓口課 (055-989-5509)

☆医療援護制度

◇未熟児養育医療費給付

生まれたときの体重が2,000g以下、またはからだの発育が未熟なまま生まれ、入院治療が必要な赤ちゃんを対象に、指定医療機関への入院治療に伴う医療費が軽減されます。

お問い合わせ ▶ こども未来課 子育て支援チーム (055-989-5573)

◇育成医療費給付

生まれつき、または病気で身体に障がいをもった児童が指定医療機関で治療を受けるときの費用の一部を給付します。ただし、確実な治療効果が期待できる場合に限られます。(要事前申請)

対象 (18歳未満)

- ・手足や身体の不自由……………先天性股関節脱臼など
- ・目や耳の不自由……………斜視、耳奇形など
- ・音声言語機能障害……………口蓋裂など
- ・心臓機能障害 (外科的治療のみ) ……心室中隔欠損症など
- ・腎臓機能障害 (外科的治療のみ) ……先天性水腎症など
- ・小腸機能障害 (外科的治療のみ) ……小腸閉鎖など
- ・その他内臓障害 (外科的治療のみ) ……漏斗胸、先天性巨大結腸症など
- ・免疫機能障害……………H I V感染症

お問い合わせ ▶ 福祉保険課 福祉チーム (055-989-5512)

◇小児慢性特定疾病医療費給付

長期にわたる療養を必要とする特定の疾患をもつこどもが、指定医療機関で治療を受けたときの費用を給付します。

対象 (18歳未満)

- ・悪性新生物
- ・慢性腎疾患
- ・慢性呼吸器疾患
- ・慢性心疾患
- ・内分泌疾患
- ・膠原病
- ・糖尿病
- ・先天性代謝異常
- ・血友病等血液疾患、免疫疾患
- ・神経、筋疾患
- ・慢性消化器疾患

これら医療援護制度は、こども医療費助成制度より優先となりますので、必ず申請してください。生じた自己負担額については、こども医療費助成制度の対象となります。

お問い合わせ ▶ 東部健康福祉センターこども家庭課 (055-920-2080)

3 新生児聴覚スクリーニング検査を受けましょう

出産後から退院までに行う、お子さんの耳の聞こえの検査です。耳の聞こえは言葉やコミュニケーションの発達に影響を与えます。一部費用を助成しますので、母子健康手帳交付時に交付された受診票を使って検査を受けてください。

里帰りなどで県外の病院等で検査を受けた方で受診票が使用できなかった場合、申請により助成金がでます。詳しくは健康増進課までお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 健康増進課 母子保健チーム (055-986-8760)

4 産婦健康診査を受けましょう

産後間もない時期のお母さんの身体やこころの状態を把握するための健康診査です。母子健康手帳交付時に交付された受診票を持参の上、指定委託医療機関で受診してください。

里帰りなどで県外の病院等で健康診査を受ける場合、既定の助成要件に該当すれば助成金がでます。詳しくは、健康増進課までお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 健康増進課 母子保健チーム (055-986-8760)

5 予防接種を受けましょう

いろいろな病気から子どもを守るため、予防接種を受けて感染症に対する抵抗力をつけましょう。予防接種当日は、「母子健康手帳」を忘れずにお持ちください。

<注意事項>

- ・対象者には接種券を郵送します。接種券に同封された案内をよく読み、記載されている長泉町・裾野市・沼津市・清水町の指定医療機関で接種してください。
- ・長泉町・裾野市・沼津市・清水町以外の県内指定医療機関で接種を希望される方は、接種依頼書が必要なため、母子健康手帳と接種券を持参のうえ、健康増進課へお越しください。
- ・長期の体調不良などの理由により指定期間内に接種できなかった場合は、健康増進課へご相談ください。
- ・定期予防接種の種類や接種予定日などは、健康だよりまたは町ホームページでご確認ください。
- ・任意の予防接種を希望する場合は、直接医療機関にお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 健康増進課 母子保健チーム (055-986-8760)

6 保健師等が訪問します

妊娠中の母体の健康管理や出産に関する不安、心配事などについて、保健師、助産師、栄養士が家庭に伺い、相談や保健指導を行います。また、町では、乳児の健やかな成長と子育て世帯の安心を支えるため、新生児・乳児訪問を生後4ヶ月までの間に、全ての家庭に対して行っています。訪問時には、お子さまの発育や育児についての相談、町の母子保健事業の説明などを行います。

お問い合わせ ▶ 健康増進課 母子保健チーム (055-986-8760)

7 産後ケア事業

出産後、家族から家事や育児等に対して十分な支援が得られず、お母さんの体調やこころの状態が不安定な方や、育児に不安を感じている方が、医療機関や助産院等に宿泊、もしくは日帰りでケアを受けることができます。(要事前申請 自己負担額あり)

宿泊：生後0ヵ月～2ヵ月未満 日帰り：生後0ヵ月～4ヵ月未満

お問い合わせ ▶ 健康増進課 母子保健チーム (055-986-8760)

8 乳幼児の健康診査、健康相談などを受けましょう

こどもが健やかに成長、発達するように、各種教室、健康診査など、母子保健事業を実施しています。こどもの頃は、健康の基礎づくりに関わるとも重要な時期で、からだや心の状態を確認するよい機会にもなりますので、積極的にご利用ください。※個別に通知するものもあります。

☆子育て離乳食教室 対象…3～4ヶ月児の保護者

☆4ヶ月児健康診査 対象…4ヶ月児

☆7ヶ月児育児教室 対象…6～7ヶ月児

☆10ヶ月児健康診査 対象…10ヶ月児

☆1歳6ヶ月児健康診査 対象…1歳6～7ヶ月児

☆2歳児教室 対象…2歳0～1ヶ月児、2歳6～7ヶ月児

☆3歳児健康診査 対象…3歳1～2ヶ月児



☆幼児食教室（要予約）

対象…1歳6ヶ月児以上の幼児の保護者

☆子どもの育ちの相談会（要予約）

対象…幼児

対象…言葉や社会性の発達などの気になる幼児とその保護者、育てにくさを感じている幼児の保護者

お問い合わせ 健康増進課 母子保健チーム（055-986-8760）

9 楽しく遊んで仲間をつくろう

子育ての悩みを解消し、楽しく育児ができるように、親同士が支えあうための仲間づくりの場所です。保育士が日頃の子育ての疑問、心配事などの相談にのってくれます。町内には、こども交流センター「パルながいすみ」、子育て支援センター「みかんちゃん（竹原保育園）」「ちえりーぶらっさむ（聖心保育園）」があります。施設については、P31をご覧ください。

☆こども交流センター

■パルながいすみ

- ・住所／長泉町中土狩 539（フレスポ長泉A棟 2階）
- ・開所時間／ 9:00～12:00・13:00～16:45
- ・休所日／火曜日・年末年始（12/28～1/4）
- ・電話番号／055-988-1086



☆子育て支援センター

■みかんちゃん

- ・住所／長泉町竹原 317-1（竹原保育園 2階）
- ・開所時間／ 9:00～12:00・13:00～16:00
（園庭解放 11:00～15:00）
- ・休所日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）
- ・電話番号／055-973-4141



■ちえりーぶらっさむ

- ・住所／長泉町納米里 219（聖心保育園 2階）
- ・開所時間／ 9:00～12:00・13:30～15:30
（園庭解放 11:00～12:00）
- ・休所日／土曜日・日曜日・祝日・年末年始
- ・電話番号／055-989-1421



10 電話相談ができます

こどもの発達や育児には不安や疑問があるけれど、なかなか外出できないという方には、電話での相談窓口があります。

場 所	内 容	時 間	連 絡 先
長泉町健康増進課 (母子保健チーム)	育児や発達、 栄養のことなど	月～金 8：30～17：00	055-986-8760
静岡こども救急電話 相談	受診のタイミングなど	平日 午後6時～翌朝8時 土曜日 午後1時～翌朝8時 日曜・祝日 午前8時～翌朝8時	#8000 (プッシュ回線のみ) それ以外は 054-247-9910
静岡県救急医療情報 センター	休日、夜間に診てくれ る医療機関を知りたい	年中無休24時間	0800-222-1199

長泉町国民健康保険加入者対象

場 所	内 容	時 間	連 絡 先
長泉町24時間 電話健康相談	病気や育児 受診のタイミングなど	年中無休24時間	0120-713-286

こどもの成長が気になる・・・

こどもは、ひとりひとり顔が違うように、大柄な子もいれば、小柄な子もいます。ハイハイしたり歩いたり、何かができるようになる時期もこどもによって違います。発育や発達に関して他のこどもと比較せずに、慌てずゆったりとした気持ちで子育てをしましょう。気になることがある場合は、健康増進課（母子保健チーム）に相談ください。

◆子育てコンシェルジュ

子育てをする中での総合的な相談を受け、それぞれの家庭にあったサービスが受けられるようにご案内している専門の相談員です。幼稚園と保育園の違いは？一時預かりを利用したい、子どもと何をして遊んだらいいかわからない等、子育てコンシェルジュにお気軽に相談してください。

- ・利用時間／月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで

- ・場 所／長泉町こども交流センター パルながいすみ
(月曜日、水曜日から金曜日まで)
長泉町役場 こども未来課 (火曜日)

お問い合わせ ▶ パルながいすみ (055-988-1086)
こども未来課 (055-989-5528)

*不在の場合もありますので相談を希望される場合はご連絡ください。

11 すこやかな幼児のこころとからだ

乳幼児期のこどもは身体も心も目覚ましく発達します。この時期に身につけた規則正しい生活習慣やコミュニケーションの基礎はその後の生活に大いに役立つと思われます。こどもの月齢、発達の状況・特性など合わせて自立していきけるように促していきましょう。

☆食事と歯磨き

1歳頃には1日3食のリズムができて、自分で食べたいという気持ちも出てきます。家族揃って食卓を囲み、楽しい食事をするようにしましょう。食後はみんなで歯磨きをして、小さいときから習慣にしましょう。

☆睡眠

昼夜の区別がつきはじめる乳児期から、早寝早起きの生活リズムをつけましょう。習慣づけることで、成長発達に大切なホルモンが分泌されやすくなったり、情緒が育ちやすくなります。

☆着替え

2歳頃になると、脱いだり着たり、自分でいろいろやってみたくくなります。寝る前にパジャマに着替えるときなども、どうしてもできないときだけ少し手伝って、できるだけ自力でできるようにしていきましょう。うまくできなくても、自分でできたことをほめてあげると自信になります。

☆排泄

トイレトレーニングは、親がリズムをつけてあげましょう。起床時、食事前、外出前、外出後などトイレに行く機会を生活の中で決めて、毎日繰り返してみましょう。こども自身がおしっこやうんちの前にうまく伝えられるように、失敗しても怒らず、少しでもできたらほめてあげてください。トイレの後の手洗いの習慣化も忘れずにしましょう。

☆片付け

だんだん大きくなっていくと、おもちゃや身の回りのものも増えていきます。遊んだ後は自分で片付けられる工夫をし、ひとつでもできたらほめてあげましょう。

☆コミュニケーション

生まれてまもないころは泣いて何かを伝えることしかできなかった赤ちゃんが、1才を過ぎるころになると言葉を発しジェスチャーもまじえて自分の意思を伝えるようになってきます。周囲の人々からの声かけやこどもの求めに応える行動を受けると、こどもは話を聞こうとしたり気持ちを伝えようとすることをしはじめます。こどもが喜ぶ遊びをして親子で楽しむことでコミュニケーションの発達を促すことができると思われれます。

12 こどもの言葉教室

言葉の遅れがあったり、発音が不明瞭だったりするこども（3歳～小学校2年生）と保護者を対象に、言葉の指導員による個別指導教室を開催しています。教室では、こどもの言葉の相談を行い、言葉の問題の早期発見と早期教育に努めます。

次のような心配事がひとつでもありましたらご相談ください。

- ・言葉の発達が遅れているようだ
- ・言葉がはっきりしない
- ・声が鼻にかかる
- ・発音が苦しそう
- ・話そうとしない
- ・幼児音で話す
- ・どもるような感じ
- ・さ行（またはその他）の発音がうまくできない

お問い合わせ ▶ 教育推進課 学校教育チーム（055-989-5529）



13 特別な支援が必要な子どものために

☆相談支援事業

障がいのある方やその家族の方の相談に応じ、必要な支援や、障がい福祉サービスを利用するための「サービス利用計画」の作成を行います。町内相談支援事業所「ゆううん」、「まえむきガーデン」、「つむぎ」又は福祉保険課までご相談ください。

お問い合わせ ▶ 相談支援事業所 ゆううん（055-941-6015）
相談支援事業所 まえむきガーデン（055-980-5975）
相談支援事業所 つむぎ（055-941-8990）
福祉保険課 福祉チーム（055-989-5512）

☆障がい福祉サービス

- ・児童発達支援
通園の代わりに事業所に通い、療育（＝日常生活における基本動作、知識・技能、集団生活への適応訓練等）を行います。
- ・保育所等訪問支援
療育について知識・経験のある専門スタッフが児童の集団生活の場（幼稚園、保育園等）を訪問し、障がい児が集団生活へ適応するための支援を行います。
- ・放課後等デイサービス
学校に通う児童が、放課後や夏休み等に生活能力向上や、社会との交流を図るために利用するものです。

対 象

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・医師により発達障害と診断された方
（自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など）
- ・療育が必要だと認められる児童

お問い合わせ ▶ 福祉保険課 福祉チーム（055-989-5512）

☆日中一時支援事業

在宅の障がい者や障がい児が日中に活動できる場をつくり、一時的な見守りをするにより家族の就労を支援し、また家族の日中の負担を軽減します。原則として費用の1割は自己負担になります。

対 象

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・医師により発達に障害があると診断された方
(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など)

お問い合わせ ▶ 福祉保険課 福祉チーム (055-989-5512)

☆移動支援事業

外出が困難な障がい者や障がい児が地域で自立生活、社会参加をすることができるように、移動支援をします。社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出で、原則として1日の範囲内で用務を終えるものが対象となり、原則として費用の1割は自己負担になります。

対 象

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・医師により発達障害と診断された方
(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害など)

お問い合わせ ▶ 福祉保険課 福祉チーム (055-989-5512)

☆補装具の支給

障害のある方の身体機能を補完するもの(補聴器、義足、車イスなど)の購入や修理(状況に応じて借受け)にかかる費用を助成します。

対 象

- ・身体障害者手帳をお持ちの方、難病患者の方
※詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 福祉保険課 福祉チーム (055-989-5512)

☆心身障害者扶養共済

重い障がいのある方を扶養している保護者が、万一死亡または重度の障がいなどで扶養することができなくなったときに、残された障がい者が安心して生活できるように、生前に保護者が毎月決められた掛け金を支払うことで、障がい者に年金が支給される任意加入の共済制度です。

掛け金は保護者の加入された年齢により異なり（長泉町では1口目の掛け金の半額を助成する制度があります）、年金額については、1口につき、月20,000円（2口まで加入できます）となります。

対 象

以下の障がい者の保護者の方で、特別な疾病や障がいがない健康な方

- ・身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ・療育手帳をお持ちの方で、将来独立自活が困難な方

お問い合わせ ▶ 福祉保険課 福祉チーム（055-989-5512）

☆障がい者団体

団体名	内 容	対 象
身体障害者福祉会	障がい者の福祉向上と会員相互の親睦、スポーツ等を通じ健康維持、文化教養を高めることを目的に活動しています。	身体障がい
手をつなぐ育成会	交流会等を通じて、会員、家族、関係者との相互理解を深めるとともに、障がい者が社会性を身につけ、地域への啓発を目的にしています。	知的障がい
きせがわ会	精神障害を抱える方とその家族の会。同じ悩みを持つ家族が支えあい、勉強会等を通して家族の思いを共有します。	精神障がい

※年会費が必要です。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 長泉町社会福祉協議会（055-988-3920）

☆ヘルプマーク

ヘルプマークは、対象の方が身につけることで援助や配慮が必要であることを周囲の方に知ってもらうためのマークです。

対 象

障がいのある方（児）、発達障がいの疑いのある方（児）、難病の方（児）、妊娠初期の方等

お問い合わせ ▶ 福祉保険課 福祉チーム（055-989-5512）



☆ヘルプカード

ヘルプカードは、援助や配慮が必要な方（児）ご本人の情報を記載できるカードで、緊急連絡先や配慮して欲しいこと等を記載しておくことができます。災害や緊急時等には周囲の方がカードの内容を見ることで、ご本人のことを知ることができ、支援の手助けとなります。

対 象

障がいのある方（児）、発達障がいの疑いのある方（児）、難病の方（児）、妊娠初期の方等

お問い合わせ ▶ 福祉保険課 福祉チーム（055-989-5512）





町全体で子育てを応援！

ながいずみ

ベビーステーション



「ながいずみベビーステーション」とは、乳幼児を持つ子育て世帯が安心して外出できるように、気軽に立ち寄って

●おむつ交換 ●授乳 ●ミルク用のお湯

の提供ができる子育てにやさしい施設を「ながいずみベビーステーション」として認定し、子育てにやさしいまちづくり、地域の魅力アップを目指していく事業です！

認定施設について

- おむつ交換ができる設備や機能があること
- 授乳ができる設備や機能があること
- ミルク用のお湯の提供ができること

上記の認定基準のうち、1つ以上の設備・機能を満たす施設を認定します。認定施設にはロゴマークを表示したステッカーが貼ってあります。



おむつ交換台のある施設



授乳室のある施設



ミルク用のお湯を提供できる施設

●事業や認定設備についての詳細はホームページをご覧ください。
<http://www.town.nagaizumi.lg.jp/soshiki/kodomo/kosodate/babystation.html>

お問い合わせ ▶ こども未来課 子育て支援チーム (055-989-5573)

